

いつでも

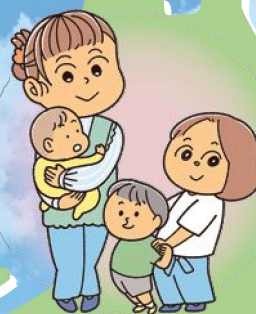
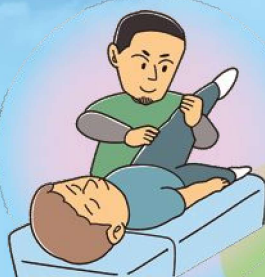
どこでも

誰もが

安心して 医療を受けることが できる社会に

国は、全国どこでも**住民が医療を受ける権利（受療権）**を守る義務があります。受療権は基本的な人権として、国際人権規約や憲法によって保障されています。

「いのちの平等」の
保障を



国に強く要望します

- 医療機関が突然閉鎖し、地域住民の医療に困難が生まれないよう、**速やかに必要な対策を講じること**
- 医療機関が健全な経営を維持できるよう、**医療・福祉に対する税金の使い方の優先順位を引き上げること**

まちの病院・医療機関をまもるため、国による財政支援が必要です

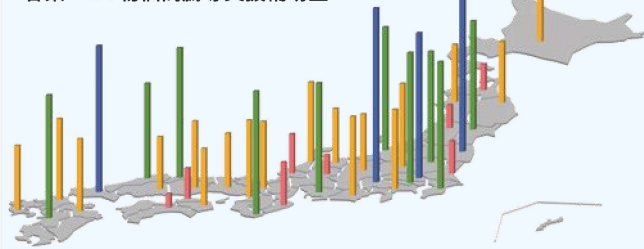
まちの医療機関がなくなれば住み続けることが困難となり、地域経済にも大きな影響が出ます。社会保障費の財源確保は予算をほんの少し組み替えれば実現可能です。2025年度予算では、社会保障は物価上昇率より低くおさえられています。

診療報酬は24年度はマイナス改定で病院・診療所ともに経営状況が著しく悪化しています。25年度期中の**診療報酬の大幅な引き上げ**が必要です

25年予算
前年度比伸び率

防衛費	9.5%
社会保障費	1.5%
物価上昇率	2.7%

令和6年度補正予算による医療機関に対する
各県ごとの物価高騰等支援補助金



200床の一般病院でのあてはめ額（二次救急病院）（当会作成）

いのちと健康をまもるために力をあわせ、地域医療をまもりましょう

「地域住民の医療を受ける権利を保障するために医療機関の維持存続への支援を求める請願署名」
にご協力ください



分べん空白市町村
出産施設が1つもない自治体は
1042市町村/約1700市町村中
[NHK24年11月調査] より

まちの医療機関がなくなる？

住民のいのちと健康がまもられない

日本病院会・全日本病院協会・日本医療法人協会・日本精神科病院協会・日本慢性期医療協会・全国自治体病院協議会

ご存じですか？
あなたの街の**病院がいま危機的状況**なのを！！

地域医療はもう崩壊寸前です

1. 診療報酬は公定価格です。しかし物価・賃金の上昇に対応して診療報酬が上がっていません。
2. 結果、多くの病院は**深刻な経営難**に陥っています。
3. また、医療・介護に従事する数多くのスタッフの**賃金**を、他産業と同じように**上げることが難しくなっています**。
4. 物価・賃金の上昇に適切に対応した**診療報酬の仕組み**が必要なのです。

このままでは
ある日突然、病院がなくなります

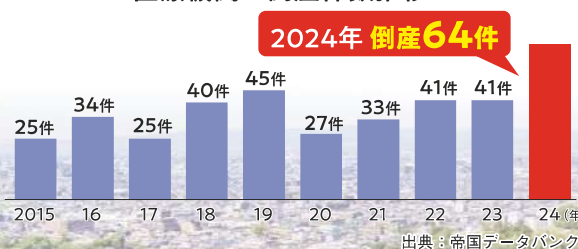
6病院団体「3月10日記者会見資料」より

医療団体も警鐘

国は社会保障の給付を削減しています。24年度は、過去最大規模での医療機関の倒産、廃業があいつぎました。

医療機関の事業と経営を支える収入(診療報酬)は連続して減少しつづけています。物価上昇分を反映した診療報酬に改定しなければ立ちゆかないと、医療団体も声明を発表しています。

医療機関の倒産件数推移

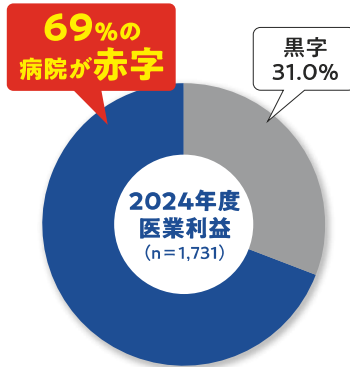


全国で病院閉鎖による医療空白自治体が増加



「朝日新聞」2025年2月12日付、
「東洋経済」より

各地で倒産・廃業が相次いでいます。厚生労働省などの統計でも、医療機関の約7割が赤字となっています。都市部でも赤字をかかえ、医師・看護師不足、建物の老朽化など、複合的な要因が重なり相次いで閉院や診療休止に追い込まれています。救急医療機関や災害時に地域の患者を受け入れる災害医療の病院なども失われており、危機的状況です。



全日本民医連 (全日本民主医療機関連合会)

〒113-8465 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター 7F
TEL : 03-5842-6451 FAX : 03-5842-6460 E-mail : min-iren@min-iren.gr.jp

地域住民の医療を受ける権利を保障するために 医療機関の維持存続への支援を求める請願署名

請願趣旨

国による医療費削減政策が押しすすめられる中で、公定価格である診療報酬は上がりず昨今の物価上昇に対応していません。また、医療・介護従事者の賃金を他産業と同じように上げることも難しく、人員不足にもつながっています。救急の受け入れや入院の受け入れを制限する病院が相次ぎ、開業医の閉院も起きています。お産ができる病院がない市町村も全国で1042市町村を超えています。

医療機関は過去最大の規模で倒産、廃業がすすみ、深刻な経営危機に陥っています。地域住民の医療を受ける権利が困難な状況にあると言えます。日本医師会・6病院団体（日本病院会・全日本病院協会・日本医療法人協会・日本精神科病院協会・日本慢性期医療協会・全国自治体病院協議会）は、「このままでは、ある日突然病院がなくなります」「地域医療は崩壊寸前」と警鐘を鳴らしました。このままでは医療機関がなくなり、医療にかかれない地域が全国でさらに広がるのが強く懸念されます。

地域住民が、必要な時に必要な医療を受けることは、憲法25条で保障された権利です。人権としての医療へのアクセス権を保障するため、医療機関の維持存続のための思いきった財政措置が必要です。国は、国民皆保険制度を堅持し、医療提供体制などを整備、拡充し地域医療を守る責任があります。

私たちは、地域で暮らす誰もが等しく安心して医療を受けることができるよう、以下国の責任による実施を強く求めます。

請願事項

1. 医療機関が突然閉鎖し、地域住民の医療に困難が生まれることがないように、速やかに必要な対策を講じること
2. 医療機関が健全な経営を維持できるよう、医療・福祉に対する税金の使い方の優先順位を引き上げること

※氏名・住所の欄に「同上」「/」は不可、氏名はフルネーム、住所は番地までご記入願います。

氏 名	住 所
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県

※この署名は、国会、関係省庁に提出する以外に使用しません。

取扱団体

群馬県保険医協会

〒371-0023

群馬県前橋市本町2-15-10 前橋フコク生命ビル8階

〈署名送付先〉群馬県民主医療機関連合会

〒371-0037 前橋市上小出町2-36-1 TEL：027-234-8505